

秋田県公報

目次

ページ

秋田県公報
編者の強硬と期して懸念の公表（一）……………1

監査委員公示

監査結果公告第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による住民監査請求について監査を執行し、その結果を代表監査委員に報告していたが、勧告に基づく措置の通知があったので同条第9項の規定により公表する。

平成17年5月9日

秋田県監査委員 安 杖 正 義
秋田県監査委員 秋田 龍 典
秋田県監査委員 小 玉 和 夫

監委——123
平成17年5月6日

秋田県監査委員 安 杖 正 義 様
秋田県監査委員 秋田 龍 典 様
秋田県監査委員 小 玉 和 夫

秋田県代表監査委員

住民監査請求に係る監査委員の勧告に対する措置について（通知）

平成17年4月27日付け監委 109で勧告のあった代表監査委員が退庁の際に使用したタクシーが適正と認められなかった部分に係る支出額については、山田昭郎から利息を含む全額が返還されております。

今後、タクシー使用については、その乗車経路等を十分確認しながら、適正に支出事務を執行してまいります。
今回の問題を契機に改めて郷紀の保持に努め、県民の信頼回復を図ってまいります。

1 返還措置額及び利息計算

(1) 返還措置額

3,201円（内利息131円）

(2) 利息計算

利息は、県から支出された翌日から平成17年4月27日までの期間について、法定利率により年5分の利率で計算しております。

2 返 還 日

平成17年4月27日

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄